

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業		事務事業名 広域入所（他市町村への保育委託）	
区分	番号	名称	
章	1	やさしさと共生するまち	
節	1	安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	
施策	1	子育ての不安と負担の軽減	
小分類	3	子育て環境の整備	
主要な施策	1	保育所、幼稚園における保育・教育の充実及び環境の整備	
事務事業番号	002	事務事業コード	11131002
		事業開始年度	平成 1 1 年度
		事業終了年度	平成 - 年度
会計種別	一般会計		予算書上の事務事業名
			保育所広域入所委託料
部 名	保健福祉部	グループ名	子育てG
統合前または名称変更前の事業名			

事務事業の目的と成果	
目的	<p>（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> <p>勤務や通勤などの都合により、他市町村の保育所への入所を希望する世帯の保護者に対し児童の入所を配慮することで、保護者の心身の負担軽減を図る。</p>
手段（事業の内容・活動）	<p>（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> <p>平成 1 1 年度の児童福祉法の改正により、他市町村への保育所の入所が可能（保護者等の勤務地が市外にあるなど特別な事情がある場合に限る。）となったため、他市町村と委託契約を締結のうえ、市外の保育所への入所を承諾する。</p> <p>室蘭市への委託：2人（2歳児～2人） 伊達市への委託：1人（3歳児～1人） 合計：3人</p>
成果	<p>（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> <p>保護者の勤務地が市外にあるなどの事情を考慮し、他市町村への保育所に入所することで、送迎に係る時間や利便性及び身心の負担軽減を図る。</p>
根拠法令等	<p>（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> <p>・児童福祉法</p>

指標の推移								
	区 分	単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	広域入所児童数	人	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	3				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称 保育所運営費保護者負担金	千円	237	595	631	631	631	1,893
	一般財源	名称	千円	1,366	467	1,238	1,238	1,238	3,714
合 計				1,603	1,062	1,869	1,869	1,869	5,607
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	76	78			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		76	78			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 本事業は、児童福祉法に定められた特例的事項で、保護者の就労支援等に有効な事業である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 本事業の目的である、保護者の仕事と子育ての両立支援及び特殊事情の配慮という点では成果があがっていると考えます。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 本事業を継続的に実施することで、就労している保護者の子育て支援に資することができます。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 本事業に係る委託料は、国が定める保育単価に基づいて行っているため、削減は難しい。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	本事業は、原則、居住地の市町村の保育所に入所すべきところを、保護者の利便性等から特例として市外への保育所の入所を認めるものである。保護者の勤務場所や各市町村の入所状況を考えると、広域入所の積極的な活用はできないが、就労形態や家庭の特殊事情もあることから、引き続き、必要な事業と考える。
-----------	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）